

行政と復興に関わるNPO等多様な主体の活動の
理解・連携連続交流会

**多様な主体と協働して
いくためには
NPOとは？**

特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる
大久保 朝江

認定NPO法人杜の伝言板ゆるるの事業概要

情報発信支援

- 月刊杜の伝言板ゆるるの発行
- みやぎNPO情報ネットの運営

NPO理解促進 担い手育成

- 高校生の夏ボラ体験プログラム
- NPO夜学

NPOの組織基盤強化の支援

- マネジメント講座・専門相談
- 会計サポーター派遣

資金の提供

- 真如苑「居場所づくり助成」

場の提供

- みやぎNPOプラザ(指定管理者)

中間支援組織 立上げ支援

- NPO法人とめ市民活動フォーラム
- NPO法人パートナーシップなとり

今、地域には課題が山積

- ➡ 少子高齢化による担い手不足
- ➡ 要介護者への受け皿不足
- ➡ 子ども育成に関する環境が未整備
- ➡ 商店街の衰退
- ➡ 環境破壊
- ➡ 不登校児の増加 など

では、誰が解決するのか

課題解決の担い手として

一人ひとりが個性豊かに暮らせるような、
活力と多様性のある地域社会の実現

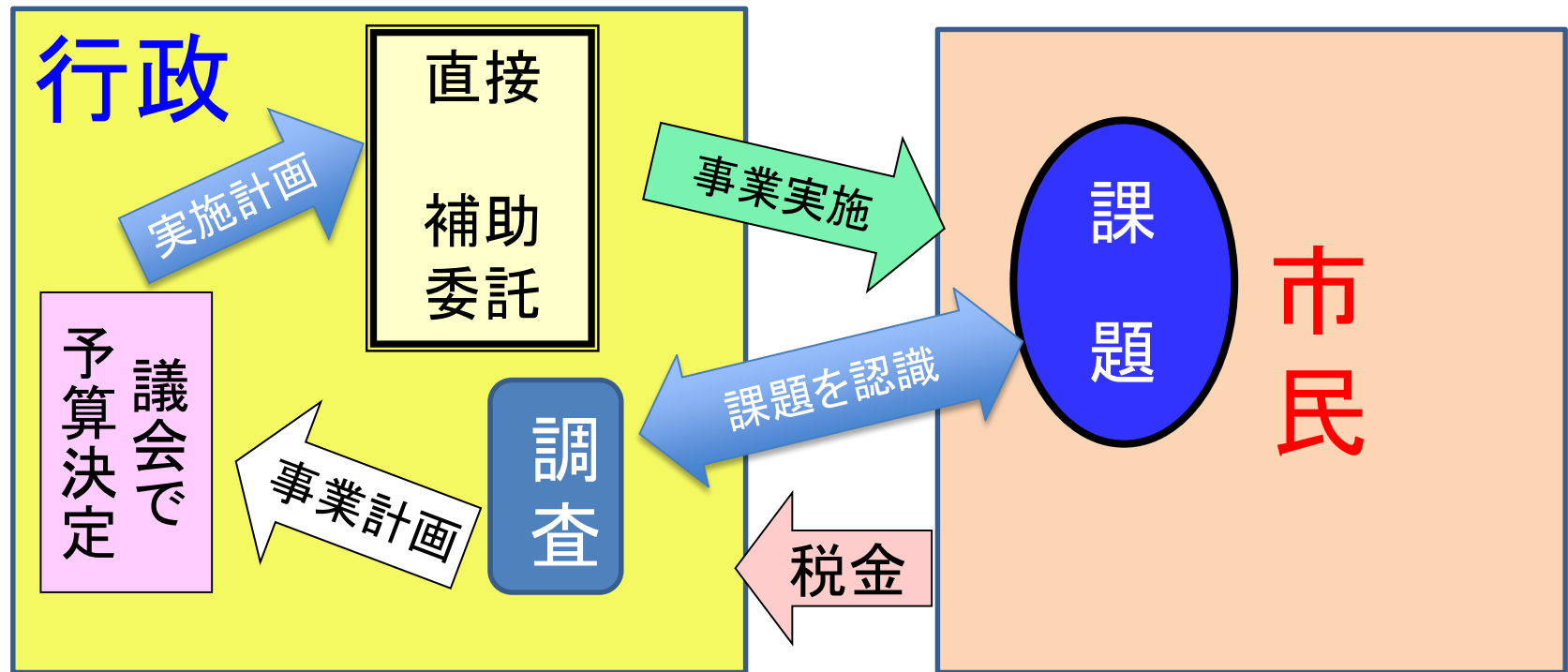
それぞれの立場で行動

行政 NPO
企業 学校
市民

改善に貢献する

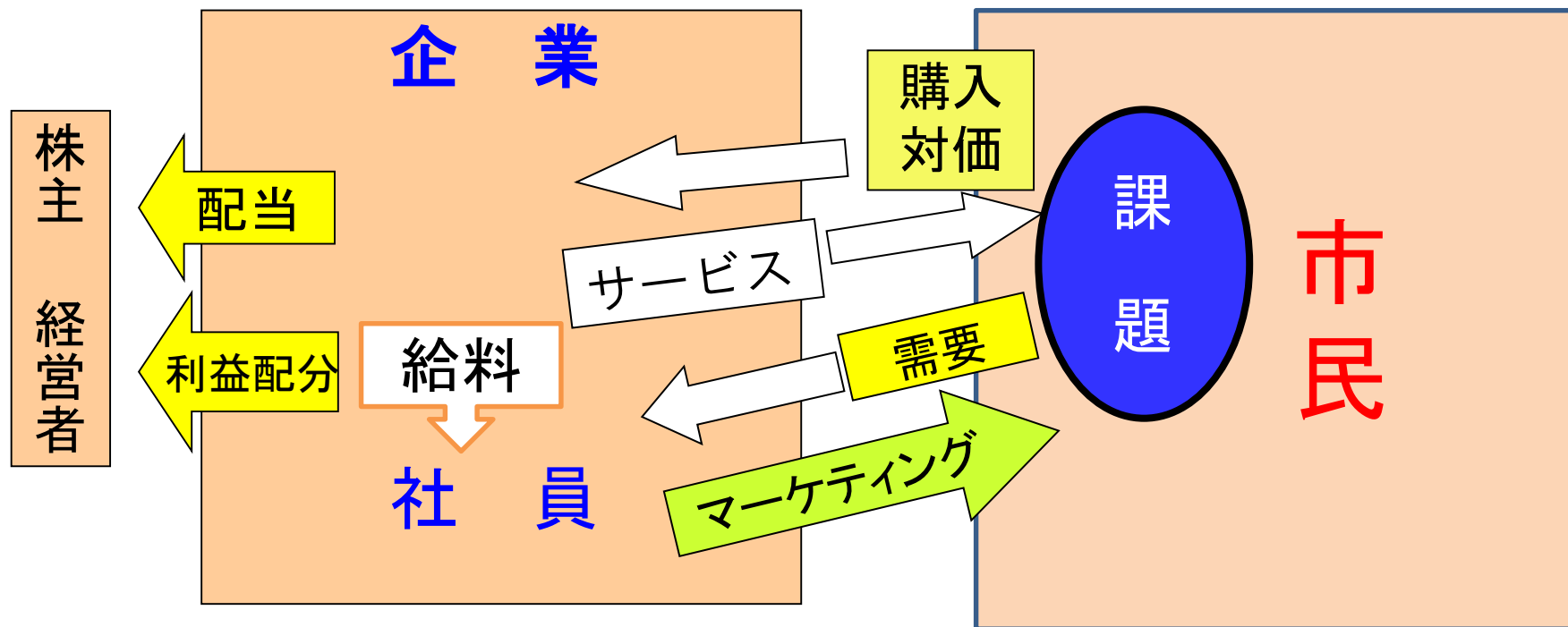
生活環境の向上

県や市町の行政の市民サービス



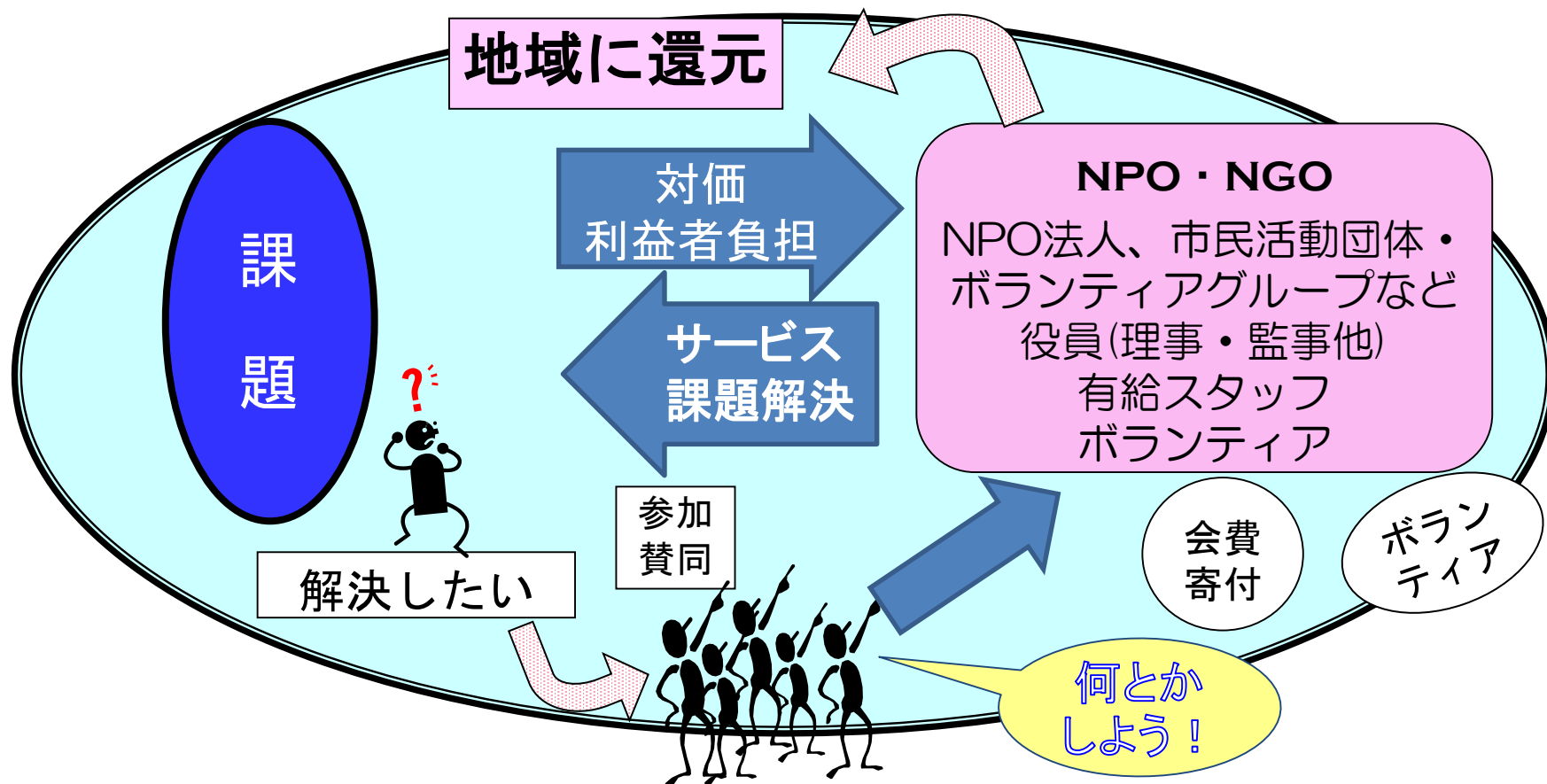
市民が税金を拠出し、市民が必要とする公共的なサービスを担う。
実施する社会的なサービスの提供には、市民の代表である議会が承認。
事業は、公平・平等の原則の下、多くの人々に行き渡る。
⇒ 数年かけての計画であり、事業の変更は難しい

企業の市民サービス



市民が必要とするサービスを受益者が購入する
⇒利益を得ることが見込まれるサービスの提供 → 継続
雇用が生れ、市民の生活の資金的基盤になる。 → 経済活動
出資者への利益還元

市民・NPOによる市民サービス



社会的なサービスを市民自らが持つ資源を活用し、市民目線で市民が自発的に提供する活動。

⇒ 課題を解決していく活動こそが評価軸

よりよい効果を生み出すために柔軟性を持った運用が特徴

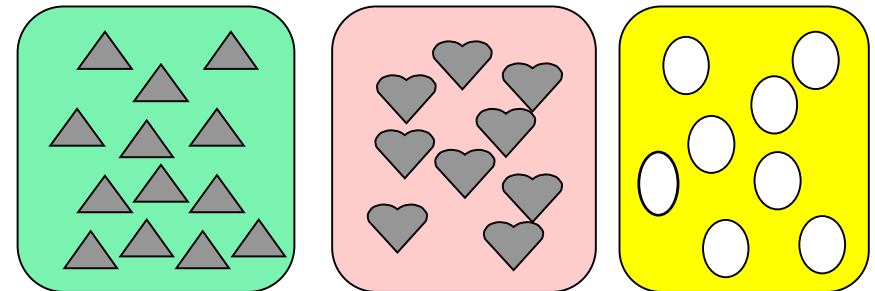
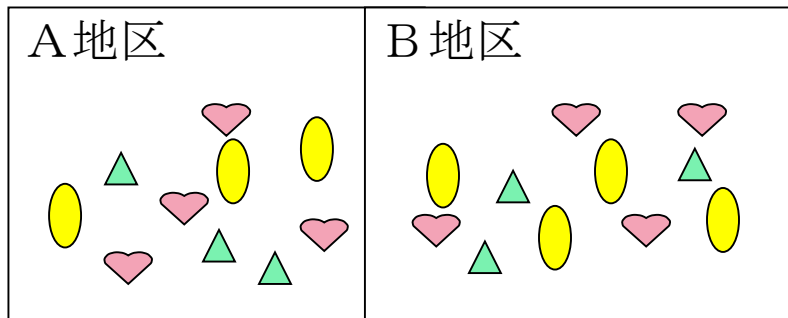
*コミュニティ組織も

地縁型住民組織 (コミュニティ組織)

限られた地域の中の住民が
問題を共有し、その地域の
ために解決しようと活動する
全員参加型組織

志縁型組織 NPO・市民活動団体

まちづくりや環境保護、子育て
支援などの多様な分野で同じ
テーマの解決を目指す市民が
活動するNPO・市民活動団
体・ボランティア団体



例 環境  子育て  障害者 

地縁組織 と 志縁組織

いずれにしても自発的に参画しているか、参加者間での合意形成を基本としているかは共通のものだが、

住民組織は、価値観を同一にしないことが多く、意思決定には、多数決となるケースが出る。

その際は、自発の想いは薄れ、義務感に変化する場合もある。

共助社会づくりに向かい

- 地域に住む皆さんのために、**それぞれの在り方を尊重**し、多様な主体が連携、協働し、よりよい解決に向かっていかなければ、地域の生活環境は向上しない。



- 市民力を発揮するNPOに期待が高まっている。

NPOとは

Non-Profit Organization 「民間非営利組織」

「民間」・・・政府や自治体ではない

「非営利」・・・営利性を有しない。

剰余金の分配を目的としない（非配分）

⇒ 剰余金は活動に換えて地域に還元する。

「組織」・・・役割と責任体制があり、継続的に活動する団体

NPO ⇒ 市民活動団体（法人・任意団体）

「市民」とは、「市」「町」「村」という行政単位の「市民」ではなく、
住むところにとらわれず、地域を支える人という意味で使われている。

平成10年（1998年） 特定非営利活動促進法 ⇒ NPO法人

平成18年（2006年） 一般社団・財団法人法（2008年12月施行）

特定非営利活動促進法

平成10年3月制定⇒12月施行

平成23年6月法改正⇒平成24年4月施行

特定非営利活動法人の

- 認証制度

- 認定(仮認定)制度

- ※ 所轄 国税庁 ⇒ 宮城県・仙台市

平成28年6月法改正 ⇒ 平成29年4月施行

仮認定→特例認定NPO法人

認証NPO法人

- 仙台市・宮城県認証 809法人
- 福島県認証 918法人

震災後の2011年3月31日は、567法人。

解散法人 福島県133法人

仙台市・宮城県 194法人

- 全国のNPO法人数 51,779法人

2017年11月30日現在

特定非営利活動促進法

目的

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進すること

一般社団・財団法人法

一定の手続き及び登記さえ経れば、主務官庁の許可を得るのではなく準則主義によって誰でも設立することができる。

宮城県の民間非営利活動を促進するための条例（平成10年12月15日公布）

（定義）

「民間非営利活動」とは、営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動をいう。

（基本理念）

民間非営利活動は、自発的な意思と自己責任の下に行われ、その自主性及び自律性が尊重され、かつ、公共の福祉の向上に寄与するものでなければならない。

宮城県の民間非営利活動を促進するための条例 条例(前文) (平成10年12月15日公布)

- 時代の変化に伴い、今日の社会が抱える問題は複雑・多岐にわたっている。
- 人々の価値観は多様化し、行政や企業を中心とした従来の社会システムだけでは限界、問題の解決は困難になってきた。
- 社会や地域が抱える問題に、柔軟な発想で自発的かつ主体的に多彩な取組みを展開し、多様な社会的サービスの提供を行っている

⇒ 民間非営利活動団体(NPO)

続き→

- 新しい社会をつくる上での大きな原動力の一つとなることを期待する。そして、社会全体がこの自発的な活動を支え、促進し、県民と行政、企業がそれぞれの社会的な意義と役割を尊重しながら対等な立場でパートナーシップを構築するとともに、互いに連携し、協働していくことが大切である。
- このことが、市民の参画による行政を推進し、21世紀へ向けての市民社会創造の第一歩となり、民主主義のさらなる発展に大きく寄与すると考えるものである。

特定非営利活動法人の要件

- 営利を目的とせず、公益の活動
- 促進法に基づいた目的及び活動分野
- 会員：10人以上
- 役員：理事3人以上（3親等の親族が1/3以内）
監事1人以上
- 事務所（団体情報の書類等がある場所）
- 総会の開催

⇒ 市民への情報公開

政治活動、宗教活動、暴力団、暴力団の構成員及びその統制化にある団体は除く

一般社団の要件

- 登記によって設立
- 設立は社員2人以上
- 定款は設立社員が作成、公証人の認証必要
- 社員総会は必置
- 社員による役員の実責任追及の訴えが可能

一般社団(非営利型)の要件

上記に加え

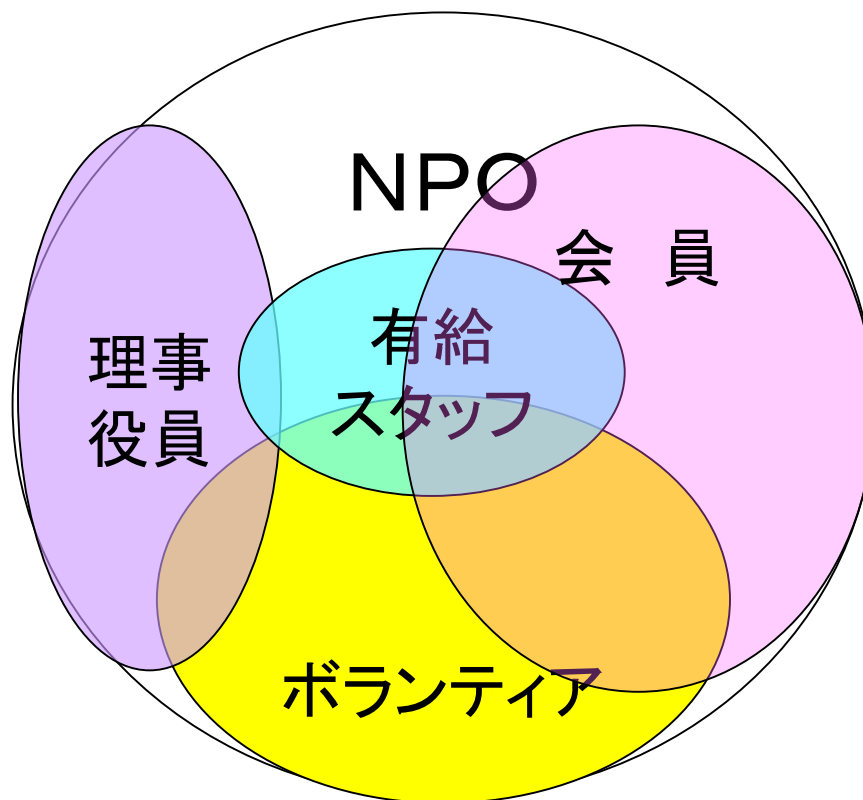
- 理事会の設置(理事3人以上、監事1人以上)
- 業務執行理事は、理事会に3ヶ月に1回以上報告
- 社員及び債務者に計算書類・事業報告書に開示
- 休眠法人の整理・裁判所による解散命令制度あり

NPO法人になると

- 毎年、事業報告・財務諸表、役員名などの報告が義務
⇒ 情報公開(国民の監視・監督) → 信頼につながる
- 法人の役員は総会で決定した事業を執行する責任がある
(名前だけの役員ではない)
- 会議は合意形成を重視 …… 意思決定は平等
- 継続性は信頼に繋がる……経営のマネジメント力も必要
- NPOも内部統制が重要(権限、法人印や銀行員の保管)
- 収益 ○会費・寄付金・助成金
⇒ 自治体によって収益事業をしない法人は
申請により住民税が免税に
○ 税法の課税34業種に該当する事業は課税

ガバナンス

- 総会・・・NPO法人の最高意思決定機関
- 理事会・・・総会での議決事項を執行する責任
- 事務局・・・事業実施のための実務に従事



NPOの特徴

NPOは、問題の存在を社会にアピールし、解決に向けた動きを起こしていく→運動体

実際に解決のため自ら取組を行う→事業体

二つの側面を持っている

NPOは、多様な参加ができる

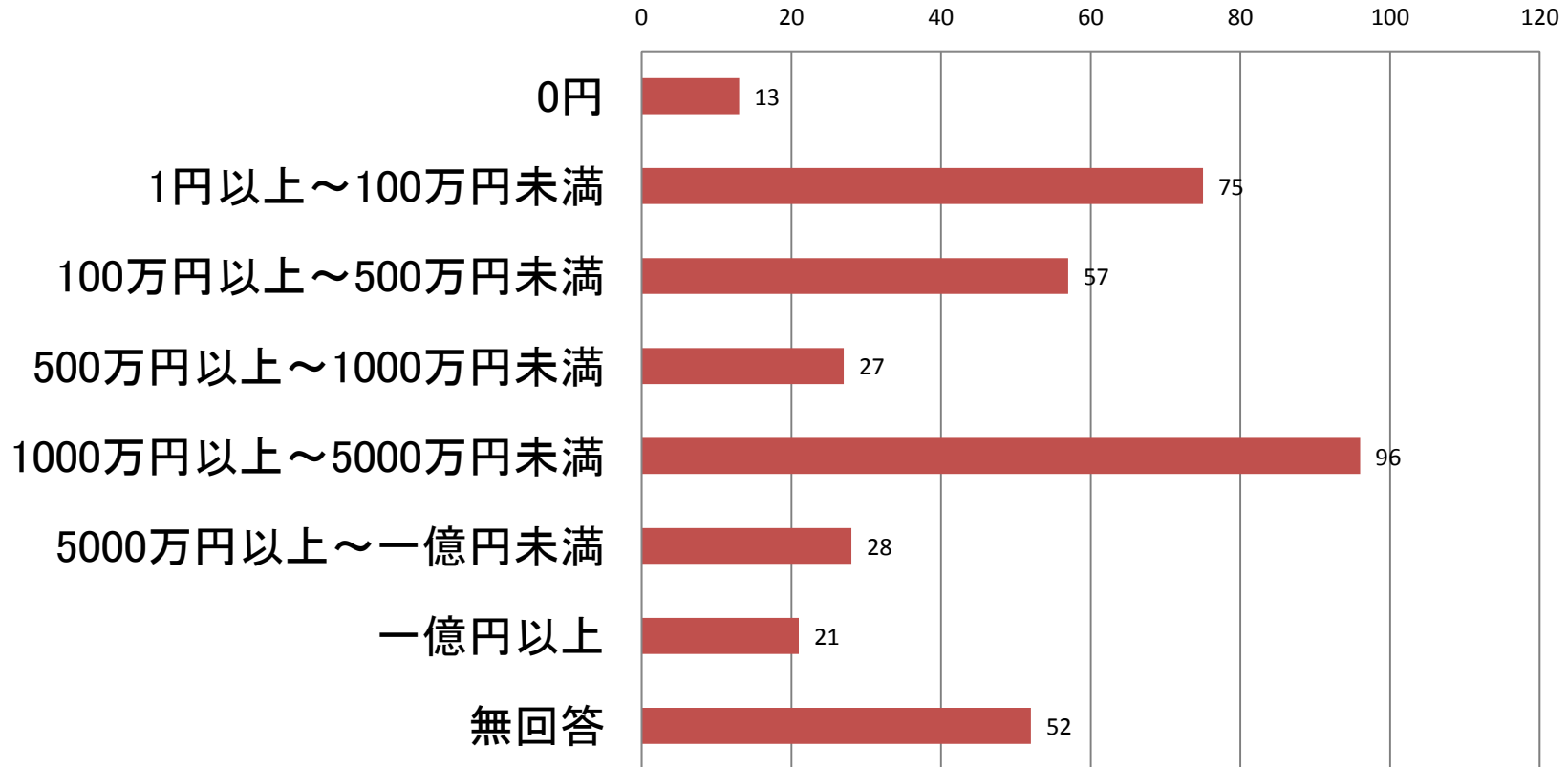
- ①労力 ボランティア……理事やスタッフ
 有給スタッフ……
 会員……ネットワークや情報発信で支援
- ②資金 会費
 寄付金

平成25年度 宮城県NPO活動実態・意向調査 から

●NPO法人の財政(支出)規模調

【NPO法人】経常収入(特定非営利活動に係る事業)

団体数(N=369)



多様な主体が協働して

- 市民・NPO・企業・大学・行政などが連携し地域の課題を解決するための共助社会づくりを目指す

⇒ 多様な団体との連携・協働

協働とは、共に**対等な立場**で**責任も共有**しながら**ことを成す**こと。

NPOと行政の協働

市民の共感を巻き起こし参加を募る、そのような「市民参加型」「市民自治型」の事業を創造できること。

事業を通じて、NPOが市民の主体性を育み発揮する場となり、

これまでの「行政お任せ社会」を「市民が自治する社会」に変えてゆくことができる。

行政とNPOが協働する利点

- 市民の課題解決への最大効果を発揮したい行政が、
- 市民のニーズをよく把握し、画一的ではない柔軟な方法で実施するNPOと
- 双方の特色を出し合い、最も市民にとっていい方法を決定し、展開するからである。

協働の形

- 委員会等への市民参画
- 双方の資源の提供⇒実行委員会
（一般的に行政は資金提供、NPOは人材の例が多い）
- 事業共催⇒役割分担し、共に権利を有する
- 業務委託⇒NPOが専門性を発揮してより有効な
成果が期待されるからこそその委託
権利は委託者側
- 指定管理者⇒協定書を交わし、指定管理者とし
ての責任と権限もある

協働事例：貧困家庭の学習支援

- 宮城県
小・中・高校生の放課後まなびサポート
- 白石市・白石市社会福祉協議会
小・中・高校生の放課後まなびサポート
- 仙台市
中学生の放課後まなびサポート
- 岩沼市
さーくるIWANUMA

⇔ NPO法人アスイクと協働

協働事例：石巻市地域子育て支援

- マタニティ・子育てひろば「スマイル」
⇔ NPO法人ベビースマイル石巻
- 地域子育て支援拠点「にじいろひろば」
⇔ NPO法人にじいろクレヨン

他は、子育て支援センター

モデル的事業の事例

NPO法人FOR YOU にこにこの家(仙台市)



サロンとミニディサービス
仙台市:230万円補助金
(家賃と利用者補助)
利用者:1200円の負担＋同額補助

協働の望ましいあり方

以下を共有する

- 目的の共有
- 実施形態の話し合い

ニーズの確認で始まり、その課題解決への成果目標そこに至るまでの実施方法、双方の役割あり方など

- 中間評価の確認
- 問題事項への対処

終了後、双方別々に評価し、それを相互確認する「場」の設定が重要

協働にあたって気をつけたいこと

- 行政からの一方的な指示や決定は避け、信頼関係のもとにお互いを尊重し、対等に提案・相互評価を取り入れていく。
- NPOの提案は必須

そのためには・・・

⇒協働の相手を見つける

- その分野で継続的に活動していて協働できる相手を日常的にリサーチし、同じNPOとのなれ合いや癒着を防ぐためにも、企画で競える機会を保障する
- 選考審査には民間の目を
- NPOはより専門性を高める

NPOと行政の協働で

地域の困りごとが、地域を支える市民力によって、解決に向けて動き出す
これが行政と共に支える公益の在り方
地域の皆さんのために、NPOを理解し、
市民と共に一緒に取り組みましょう！

ご清聴ありがとうございました。